

## 北九州市物品等供給契約一般競争入札実施要領

(令和5年7月1日)

(趣旨)

第1 この要領は、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年規則第11号)第1条に規定する物品等供給契約のうち、物品の購入、修理、加工等の契約及び製造の請負契約(以下「調達契約」という。)を締結する場合の一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 一般競争入札の対象とする調達契約は、原則として予定価格が1,000万円以上のものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条第1項各号に該当するものは、この限りでない。

(競争参加資格)

第3 競争参加資格は次のとおりとし、調達契約ごとにその内容を公示する。

- (1) 契約実績又は指名実績
- (2) 本社、本店、支店、営業所等の所在地
- (3) 本市「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」に基づく指名停止の状況
- (4) その他当該調達契約に係る資格及び適性

(競争参加資格確認申請書の提出及び受付)

第4 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出及び受付は、次のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者は所定の期限までに申請書を市の指示する方法で提出しなければならない。
- (2) 所定の期限までに申請書を市の指示する方法で提出しない者又は市長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。
- (3) 申請書の様式は、原則として電子入札システムの様式を使用することとする。ただし、市長から電子入札以外での入札を認められた者については、申請書を別記様式に準じて作成するものとする。
- (4) 申請書の受付期間及び受付場所は、入札説明書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

第5 競争参加資格の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 市長は所定の期限までに競争参加資格の確認の結果を所定の様式により通知するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(2) 競争参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由については説明を求めることができる旨を通知するものとする。

(3) 前号の通知は、原則として申請書の提出期限日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明は、次のとおり行うものとする。

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、第5(2)の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。ただし、特別な事情がある場合は、その期限を4日以内とすることができるものとする。

(2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、指定の場所に書面を持参することにより行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 市長は、(1)に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(4) 市長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、第5(2)の通知を取り消し、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。

(入札関係資料の配布)

第7 入札説明書の配布は、次のとおり行うものとする。

(1) 入札説明書は無償により配布する。

(2) 入札説明書に対する質問書（以下「質問書」という。）の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 質問書の提出は、受付場所への持参その他の方法により行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(4) 質問書の受付期間及び場所を入札説明書において明らかにするものとする。

(5) 質問書の受付期間は、原則として入札書の受付開始日の5日前までとする。

(6) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所を入札説明書において明らかにするものとする。

(7) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限日の翌開庁日から起算して3日後までに開始し、入札書の受付開始日の前日に終了するものとする。

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(1) 北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第12条各号のいずれかに該当

する入札

(2) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(3) 競争参加資格のない者のした入札

(4) 虚偽の申請を行った者のした入札

(入札結果等の公表)

第9 一般競争入札に付した契約については、次のとおり入札結果等を公表するものとする。

(1) 公表の内容

ア 申請書を提出し競争参加資格を有する業者名

イ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに政令第167条の2の規定により随意契約によることとしたものについては契約の相手方及び契約金額

(2) 公表の時期

落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに公表するものとする。

(3) 公表の場所及び方法

原則として、(1)に掲げる事項を北九州市技術監理局のホームページに掲載することとする。

付 則

この要領は平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和5年7月1日から施行する。